

別表第1（第1条の2、第2条、第3条関係）

種 目		対象者	性 能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者で、原則として学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童（以下「学齢児」という。）以上の者 規則第3条第7号に定める者（以下「難病患者等」という。）においては、医師による診断書又は要介護状態区分若しくは障がい認定区分（以下「診断書等」という。）により寝たきりの状態であると認められる者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者（常時介護を要する者に限る。）で、原則として3歳以上の者 難病患者等においては、診断書等により寝たきりの状態であると認められる者	褥瘡の防止又は失禁による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	72,100円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級の者（常時介護を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上の者 難病患者等においては、診断書等により自力で排尿できないと認められる者	尿が自動的に吸引されるもので障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上の者 難病患者等においては、診断書等により寝たきりの状態であると認められる者	介助者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者で、原則として3歳以上の者	介護者が障がい者等を移動させるに当	159,000円	4年

		難病患者等においては、診断書等により下肢又は体幹機能障がい2級以上と同程度の身体障がいがあると認められる者	たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。		
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童で、原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100 円	5 年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい者のうち、入浴に介助を必要とするもので原則として3歳以上の者 難病患者等においては、診断書等により下肢又は体幹機能障がいがあると認められ、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	90,000 円 (同一年度内に限り、基準額内において複数用具の給付を可能とする。)	8 年
	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上の者 難病患者等においては、診断書等により下肢又は体幹機能障がい2級以上と同程度の身体障がいがあると認められ、常時介護を要する者	障がい者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）。ただし、住宅改造を伴うものを除く。	30,000 円	8 年
	頭部保護帽	(1) 平衡機能、下肢又は体幹機能障がい者で、起立、歩行等に頻繁に転倒する者 (2) てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度若しくは最重度の知的障がい児（者）又は精神障がい者1級の者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160 円	3 年
	T 字状・棒状のつえ	平衡機能、下肢又は体幹機能障がい者で、歩行障がいがあり、支持が必要な状態の者	障がい者等が容易に使用し得るもの	3,150 円	3 年
	移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢又は体幹機能障がい者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者で、原則とし	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であ	60,000 円 (同一年度内に限り、	8 年

		て3歳以上の者 難病患者等においては、診断書等により平衡機能、下肢又は体幹機能障がいがあると認められる者	ること。 ア 障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有する。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消を図る。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴う場合を除く。	基準額内において複数用具の給付を可能とする。）	
	特殊便器	上肢障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上の者 難病患者等においては、診断書等により上肢機能に障がいがあると認められる者	温水温風を出し得るもの	151,200 円	8 年
	火災警報器	身体障がい2級以上の者、重度若しくは最重度の知的障がい児（者）又は精神障がい1級の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 円 （1世帯について2個まで支給を可能とする。）	8 年
	自動消火器	身体障がい2級以上の者、重度若しくは最重度の知的障がい児（者）又は精神障がい1級の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯 難病患者等においては、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700 円	8 年
	電磁調理器	視覚障がい2級以上の者で、視覚障がい者のみの世帯又はこれに準	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	41,000 円	6 年

		ずる世帯に属する、原則として18歳以上の者			
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	7,000 円	10 年
	聴覚障がい者 用屋内信号装 置	聴覚障がい2級以上の者で、聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する、原則として18歳以上の者	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400 円	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上の者で、自己連続携行式腹膜灌流療法（CAPD）による透析療法を行う者のうち原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500 円	5 年
	ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者若しくは難病患者等で、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため用具が必要と認められる者	障がい者等が容易に使用し得るもの	36,000 円	5 年
	電気式たん吸 引器	(1) 呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者若しくは難病患者等で、用具が必要と認められる者 (2) 音声機能障がい者で、喉頭又は咽頭を摘出している者 (3) 削除	障がい者が容易に使用し得るもの	80,000 円	5 年
	視覚障がい者 用体温計（音 声式）	視覚障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	9,000 円	5 年
	視覚障がい者 用体重計	視覚障がい2級以上の者で、視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する、原則として18歳以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18,000 円	5 年
	視覚障がい者 用血圧計	視覚障がい2級以上の者で、視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する、原則として18歳以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	15,000 円	5 年
	動脈血中酸素 飽和度測定器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者若しくは難病	障がい者等が容易に使用し得るもの	157,500 円	5 年

	(パルスオキシメーター)	患者等で、用具が必要と認められる者			
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい者又は肢体不自由者で、発声、発語に著しい障がいのある者のうち、原則として学齢児以上の者 難病患者等においては、診断書等により発声、発語に著しい障がいがあると認められる者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るもの	98,800 円	5 年
	情報・通信支援用具	上肢又は視覚障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上の者	障がい者が自己所有の情報機器（パーソナルコンピュータ）を使用するにあたり、必要となる周辺機器及びソフト等	100,000 円	周辺機器 5 年 ソフト等 3 年
	点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい（原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級以上）を有する身体障がい者で、用具が必要と認められる者のうち、原則として18歳以上の者	文字等のコンピュータの画像情報を点字等により示すことができるもの	383,500 円	6 年
	点字器	視覚障がいがあり、視力の低下や視野狭窄により、文字の読み書きが困難な者	触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つための用具。点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの	10,400 円	7 年
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上の者で、就労若しくは就学している者又は就労若しくは就学が見込まれる者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	63,100 円	5 年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	上肢又は視覚障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上の者	1 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書	85,000 円	6 年

			の再生が可能な製品であって、視覚障がい者等が容易に使用し得るもの、又は2音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者等が容易に使用し得るもの		
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	99,800 円	6 年	
視覚障がい者用音声 I C レコーダー	視覚障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上の者	触覚だけでは識別できない類似した形状の物品を、音声等により識別を可能にする機能を有し、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	30,000 円	6 年	
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者で、本装置により文字等を読むことが可能になる者のうち、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読み取りたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000 円	6 年	
視覚障がい者用時計	視覚障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	13,300 円	10 年	

視覚障がい者 用地上デジタル放送対応ラ ジオ	視覚障がい2級以上の者で、原則 として学齢児以上の者	テレビ音声の受信が 可能であり、視覚障 がい者が容易に使用 し得るもの	29,000 円	6 年
聴覚障がい者 用映像送受信 装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著 しい障がいをする者で、コミュ ニケーション又は緊急連絡等の手 段として本装置が必要と認められ る者のうち、原則として学齢児以 上で手話が使える者	通信回線を用いて、 音声及び画像を送受 信できるテレビ電 話、タブレット端末 等機器であり、手話 が鮮明に映し出せる 機能を有しているも の	71,000 円	5 年
聴覚障がい者 用通信装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著 しい障がいをする者で、コミュ ニケーション又は緊急連絡等の手 段として本装置が必要と認められ る者のうち、原則として学齢児以 上の者	一般の電話に接続す ることができ音声の 代わりに、文字等に より通信が可能機器 であり、障がい者が 容易に使用し得るも の	50,000 円	5 年
聴覚障がい者 用情報受信装 置	聴覚障がい者で、本装置によりテ レビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付 きの聴覚障がい者用 番組並びにテレビ番 組に字幕及び手話通 訳の映像を合成した ものを画面に出力す る機能を有し、かつ、災害時の聴覚障 がい者向け緊急信号 を受信するもので、 聴覚障がい者が容易 に使用し得るもの	88,900 円	6 年
人工喉頭	音声・言語機能障がいがあり、無 喉頭、発声筋麻痺等により音声を 発することが困難な者	音声機能を喪失した 者が、代用音声の用 具として容易に使用 し得るもの	70,100 円	5 年
点字図書	主に、点字によって情報の入手を 行っている視覚障がい者	点字により作成され た図書	点字図書価 格	－
人工内耳体外	聴覚障がい者で、現に人工内耳体	現に装用する人工内	17,600 円	2 年

	装置用充電電池	外装置を装用している者	耳体外装置に使用するもので、障がい者が容易に使用できるもの	16,500 円	2 年
	人工内耳体外装置用充電器				
	人工内耳体外装置用完全防水アクセサリ		現に装用する人工内耳体外装置に使用するもので、入浴中や水害等の際の防水用カバーとして障がい者が容易に使用できるもの	20,000 円	2 年
排泄管理支援用具	ストマ用具	<u>ぼうこう又は直腸機能障がい者で、ストマを造設している者</u>	<u>具体的取扱いについては、会津若松市日常生活用具費助成事業に関する事務取扱要領に定める。</u>	<u>1箇所当たりの月額 蓄便袋 8,858 円 蓄尿袋 11,639 円</u>	－
	紙おむつ等	(1)ストマ用具装着困難者 (2)高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいを有する者 (3)脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な者	具体的取扱いについては、会津若松市日常生活用具費助成事業に関する事務取扱要領に定める。	月額 12,000 円	－ (洗腸用具は6か月程度)
	収尿器	高度の排尿機能障がいを有する者	採尿袋と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置付ラテックス製又はゴム製のもの	8,500 円	1 年

住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいにおける移動機能障がいを有する身体障がい3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障がい2級以上の者に限る。）で、原則として学齢児以上の者 難病患者等においては、診断書等により下肢又は体幹に障がいがあると認められる者	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	住宅改修に要する経費（ただし、20万円を限度とする。）	給付は1回限りとする。
-------	------------	--	-----------------------------------	-----------------------------	-------------

備考

- 日常生活用具の再助成を行う場合は、次に掲げる場合とする。
 - 表中の「耐用年数」欄に規定する期間を経過し、かつ、修理が困難であると認められる場合
 - 支給を受けた障がい者等の故意又は過失によらず修理不能となった場合
 - 新たに支給を行った方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合
 - 操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が用具としての使用効果が向上する場合
 - 表中の「情報・通信支援用具」の種目に規定する機器で、表中の「耐用年数」欄に規定する期間を経過する前に支給を受けた同じ種目の機器と用途や機能が明らかに異なると認められる場合
- 施行日の前日において、廃止前の会津若松市身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成4年11月17日決裁）及び廃止前の会津若松市重度障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱（平成12年3月31日決裁）の規定により、既に給付を受けているもの（この項において「旧制度用具」という。）と同一の日常生活用具に係る日常生活用具費の助成については、この要綱に基づく助成の申請の日が旧制度用具に係る給付を決定した日から表中の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合にあっては、行わないものとする。ただし、修理不能等により旧制度用具の使用が困難である場合は、この限りではない。

別表第2（第3条関係）

世帯区分	月額負担上限額
生活保護受給世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯	37,200円

備考

- 端数の取り扱いについては、助成費は、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 世帯区分の認定は、次に掲げる各号によるものとする。
 - 障がい児（18歳未満の難病患者等を含む。）の保護者の属する世帯 同一世帯の全ての者

(2) 障がい者（18歳以上の難病患者等を含む。）の属する世帯 対象者及びその配偶者

3 「生活保護受給世帯」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受給する世帯をいう。

4 この表における市町村民税とは、地方税法第318条の個人の市町村民税（同法第1条第2項の規定により読み替えられる特別区民税を含む。以下同じ。）をいい、市町村民税の課税の有無は、申請があった月の属する年度（申請があった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）の課税状況により判定する。

5 「市町村民税非課税世帯」とは、2における全ての判定対象者が、4における判定対象年度において市町村民税が課税されていない世帯をいう。